

## 外国人患者受入れ医療機関認証制度Ver2.0 評価項目 Ver1.1からの主な変更内容

(H28年度4月1日以降の受審申込みより適用)

項目番号	ver1.1 評価項目	ver2.0 評価項目
評価項目全体に関する特記事項		対応すべき外国語は、英語を必須とし、その他、医療機関が必要と判断した外国語とする。
1 1 1 1	外国人患者向けの広報ツールが整備されている。	
	① ホームページ(電子媒体)には、医療機関が必要と判断した外国語で、情報を記載している。 ◆ ホームページに載せる情報は、医療機関の診療科、連絡先、アクセスを記載していること。	① ホームページ(電子媒体)には、英語および医療機関が必要と判断した外国語で、情報を記載している。 ◆ ホームページに載せる情報は、医療機関の診療科、連絡先、アクセスを記載していること。
1 1 2 5		薬剤部門において、外国人患者に対応する体制がある。
(新設)		① 外国人患者への対応方法について記載したマニュアルがある。 ◆ マニュアルには、通訳(院内スタッフ・院外)の依頼手順やツール(会話集など)の使用方法を記載していること。
		② 診療時間外において、外国人患者への対応方法について記載したマニュアルがある。 ◆ マニュアルには、通訳(院内スタッフ・院外)の依頼手順やツール(会話集など)の使用方法を記載していること。
		③ 薬剤部門スタッフの語学力を把握している。 ◆ 言語対応可能な薬剤部門スタッフの名前、言語、語学レベル、部署を記載したリストを作成していること。
3 1 1 1	担当医療スタッフを外国人患者に伝える方法がある。	
	① 院内スタッフの名札を、日本語と外国語で表記している。 ◆ 外国語とは、医療機関が必要と判断した言語である。	① 院内スタッフの名札を、日本語と外国語で表記している。 ◆ 外国語とは、英語および医療機関が必要と判断した言語である。
3 1 1 5		薬剤情報提供において、外国人患者に配慮した対応方法がある。
(新設)		① 薬剤情報を外国人患者の理解可能な言語で説明する方法がある。 ◆ 説明方法とは、ツール(薬剤情報の翻訳)または、口頭による言語対応である。
(※現行「3115」は「3116」に変更)		② 薬剤に関する質問を外国人の理解可能な言語で回答する方法がある。 ◆ 回答する方法とは、ツール(薬剤情報の翻訳)または、口頭による言語対応である。